

◆ 戸籍・住民登録・印鑑登録・マイナンバーカード・パスポート（旅券）等の届出 ◆

戸籍の届出や住民登録等の業務は、下記の表「施設と主な取扱業務内容」のとおりです。

ただし、戸籍等の郵送請求、パスポート及び外国人住民の届出は銚田市役所（本庁の市民課）のみです。

また、窓口閉庁後での戸籍の届出等については、24時間365日本庁にて受付いたします。

詳しくはお問い合わせください。〔銚田市役所（市民課）代表：0291-33-2111 内線：1151〕

<休日の死亡届出に伴う火葬許可証は、銚田市役所（本庁）市民課の窓口のみで日直（午前8時30分から午後5時15分まで）の職員が交付します。>

■施設と主な取扱業務内容

業務 担当	戸籍の届出		住民 登録	外国人の 住民登録	戸籍・ 住民票 等の証明	印 鑑		マイナンバー カードの申請・ 交付・更新等	旅券の 申請・ 交付
	平 日	休 日				登 録	証 明		
本庁 (市民課)	○	○	○	○	○	○	○	△ 9:00~16:00	△ 9:00~16:45
旭市民 センター	○	×	○	×	○	○	○	△ 9:00~16:00	×
大洋市民 センター	○	×	○	×	○	○	○	△ 9:00~16:00	×

(注) 「○」: 受付可 「△」: 受付可・即日交付不可 「×」: 受付不可

※マイナンバーカードは「地方公共団体情報システム機構」、旅券は「茨城県旅券室」が作成しているため、即日交付ができません。

※本庁（市民課）での旅券申請の受付は、システム等の対応時間により16:45までです。

■戸籍の届出（届出先等は当サイト「戸籍について」に掲載しています。）※詳細はお問い合わせください。

種 類	届出期間	届出人	届出に必要なもの (▲は該当する方のみ)	留 意 事 項
出生届	出生日を 含めて14日 以内	父または母 ※特別な 場合を除く	○出生証明書添付の出生届書 ○母子健康手帳 ○印鑑（届出人のもの）※任意 ▲国民健康保険被保険者証	※子の名に使用できる字 : ◇常用漢字 ◇人名用漢字 ◇ひらがな ◇カタカナ
死亡届	死亡の事実を 知った日を 含めて7日 以内	① 同居の親族 ② 同居して いない親族 ※特別な 場合を除く	○死亡診断書添付の死亡届書 ○印鑑（届出人のもの）※任意 ▲印鑑登録証 ▲住民基本台帳カード ▲国民健康保険被保険者証 ▲各種年金証書 ▲介護保険被保険者証 ▲後期高齢者医療被保険者証	※火葬許可証は死亡の届出に よって交付します。届出前に 火葬の予約を行ってください。 ※届出人欄は窓口に来る方では なく、死亡した方の親族等が 記入し、署名した死亡届書を 持参してください。

婚姻届	届出日から 法律上の 効力が発生	夫・妻	○婚姻届書 ○印鑑（届出人のもの）※任意 ○届書を持参した方を確認 できる書類（マイナンバーカード等） ▲戸籍謄本（本籍が市外の方） ▲国民健康保険被保険者証 ▲年金手帳 ▲マイナンバーカード （氏が変わる方）	※届書の証人欄に成人の方 2人の署名等が必要です。 ※休日に届出するときや 外国人の方との場合は、事前に 市民課へお問合わせください。
離婚届	届出日から 法律上の 効力が発生 ※裁判離婚 ：判決または 審判がした日 あるいは 調停が成立 した日から 10日以内	夫・妻 （協議離婚）	○離婚届書 ○印鑑（届出人のもの）※任意 ○届書を持参した方を確認 できる書類（マイナンバーカード等） ▲戸籍謄本（本籍が市外の方） ▲調停調書の謄本 ▲審判または判決の謄本 および確定証明書 ▲国民健康保険被保険者証 ▲年金手帳 ▲マイナンバーカード （氏が変わる方）	※筆頭者でない方が婚姻中の 氏をそのまま名乗りたい場合は 別に届出が必要です。 ※18歳未満の子がいる場合は 親権者を定めてください。 ※協議離婚は届書の証人欄に 成人の方2人の署名等が必要 です。
養子 縁組届	届出日から 法律上の 効力が発生	養親・養子	○養子縁組届書 ○印鑑（届出人のもの）※任意 ○届書を持参した方を確認 できる書類（マイナンバーカード等） ▲戸籍謄本（本籍が市外の方） ▲国民健康保険被保険者証 ▲年金手帳 ▲マイナンバーカード （氏が変わる方）	※届書の証人欄に成人の方 2人の署名等が必要です。 ※養子が15歳未満の場合は 法定代理人が届出人です。
養子 離縁届	届出日から 法律上の 効力が発生		○養子離縁届書 ○印鑑（届出人のもの）※任意 ○届書を持参した方を確認 できる書類（マイナンバーカード等） ▲戸籍謄本（本籍が市外の方） ▲国民健康保険被保険者証 ▲年金手帳 ▲マイナンバーカード （氏が変わる方）	※届書の証人欄に成人の方 2人の署名等が必要です。 ※養子が15歳未満の場合は 法定代理人が届出人です。

転籍届	届出日から 法律上の 効力が発生	筆頭者 および 配偶者	○転籍届書 ○印鑑（届出人のもの）※任意 ○届書を持参した方を確認 できる書類（マイナンバーカード等） ▲戸籍謄本 （転籍前または転籍後の本籍が 市外の方）	
-----	------------------------	-------------------	--	--

※上記のほか、入籍届・認知届・分籍届等があります。

■住民登録

※詳細はお問合わせください。

種 類	届出期間	届出人	届出に必要なもの （▲は該当する方のみ）
転入届 （市外から引っ越し してきたとき）	引っ越してきた日 から14日以内	① 本人 ② 転入後の同一世帯員 ※①・②以外の方が 届出に来る場合は 委任状が必要です。	○転出証明書（前住所の市区町村で発行） ※マイナンバーカード所有者には発行されません。 ○届出に来た方を確認できる書類 （マイナンバーカード等） ▲住民基本台帳カード（顔写真付） ▲年金手帳 ▲在学証明書（前住所の小中学校で発行） ▲医療福祉費受給者交付状況証明書 ▲介護保険受給資格証明書 ▲マイナンバーカード ※国外からの転入には、◇旅券（全員） ◇戸籍謄抄本・戸籍附票（本籍が市外の方）が 必要です。
転出届 （市外へ引っ越し するとき）	引っ越しをする 予定の14日前 から当日まで ※すでに引っ越しが 済んでいても届出は 可能です。	① 本人 ② 転出前の同一世帯員 ※①・②以外の方が 届出に来る場合は 委任状が必要です。	○届出に来た方を確認できる書類 （マイナンバーカード等） ▲印鑑登録証 ▲住民基本台帳カード（顔写真付） ▲国民健康保険被保険者証 ▲後期高齢者医療被保険者証 ▲医療福祉費受給者証 ▲介護保険被保険者証
転居届 （市内で引っ越し したとき）	引っ越しした日 から14日以内	① 本人 ② 転居後の同一世帯員 ※①・②以外の方が 届出に来る場合は 委任状が必要です。	○届出に来た方を確認できる書類 （マイナンバーカード等） ▲住民基本台帳カード（顔写真付） ▲国民健康保険被保険者証 ▲年金手帳 ▲医療福祉費受給者証 ▲介護保険受給資格証明書 ▲マイナンバーカード

世帯の変更届出 (合併・分離・ 世帯主の変更・ 世帯の構成変更)	同日付	① 本人 ② 届出による変更 前後の同一世帯員 ※①・②以外の方が 届出に来る場合は 委任状が必要です。	○届出に来た方を確認できる書類 (マイナンバーカード等) ▲国民健康保険被保険者証 ▲医療福祉費受給者証
---	-----	---	---

■印鑑登録

登録できる方	登録できない印鑑 (下記以外にも詳細の規定があります)
市内に住民登録して いる15歳以上の方 (一定の条件あり)	◆直径8mm未満または25mm以上の印鑑 ◆摩耗した印鑑 ◆き損した印鑑 ◆機械等で大量生産された印鑑 ◆模様入りの印鑑 ◆同じ世帯の方が登録している印鑑 ◆指輪の印鑑 ◆ゴム印

申請(来庁)する人	登録申請・登録時に必要なもの (▲は代理人の場合のみ)	印鑑登録証の発行
本人	○登録する印鑑 ○登録する本人を確認できる書類 (マイナンバーカード等)	即日登録・登録証の発行可能 (ただし、顔写真付の公的な身分証明書がない場合は、 即日登録ができません。)
代理人	○登録する印鑑 ○登録する本人を確認できる書類 (保険証・年金手帳等) ▲委任の旨を証明する書類 (委任状・代理人選任届等) ▲代理人を確認できる書類 (マイナンバーカード等)	申請を受付した後、本人の住所地宛に 照会書兼回答書を簡易書留で郵送します。 (代理人申請は即日登録・登録証の発行が できません。)
本人・代理人 (2回目の手続)	○登録する印鑑 ○登録する本人を確認できる書類 (保険証・年金手帳等) ○照会書兼回答書 ▲委任の旨を証明する書類 (委任状・代理人選任届等) ▲代理人を確認できる書類 (マイナンバーカード等) ▲代理人の印鑑	照会書兼回答書に必要事項 (日付・住所・氏名・生年月日)の記入と 登録する印鑑を押印して持参してください。 照会書兼回答書の提出により、登録と登録証の 発行を行います。

■印鑑登録証明書

本人・代理人の申請に関わらず、印鑑登録時に発行する「印鑑登録証」が必要です。

代理人申請の場合は、登録している方の「住所・氏名・生年月日」を申請書に正しく記載する必要があります。

■マイナンバー（個人番号）カード

プラスチック製でICチップがついています。券面には氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・マイナンバー（個人番号）の記載があり、本人確認のための身分証明書として利用できます。さらに、2種類の電子証明書（署名用・利用者証明用）を搭載すると、自治体サービス（証明書のコンビニ交付等）やe-Taxの電子申請等、さまざまなサービスに利用できます。

■マイナンバーカードの申請

申請方法は下記のとおりです。いずれも申請書と顔写真が必要です。

申請書は制度が開始された頃、通知カードと一体の用紙が郵送されています。紛失した方は、本庁の市民課・旭市民センター・大洋市民センターで再発行できます。本人を確認できるものを持参してください。

市役所での補助サービス (受付から15分程度で完了)	窓口にて顔写真の撮影を行い、申請完了までお手伝いします。 本人を確認できるもの（運転免許証・保険証等）を持参してください。
スマートフォン・パソコン	※事前に顔写真のデータをご用意ください。 ①申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスを登録します。 (※パソコンでは、サイトを検索して申請書IDを入力する必要があります。) ②申請サイトにアクセスするためのURLがついたメールが届きます。 ③顔写真をアップロードします。 ④情報（生年月日・電子証明書の希望・氏名点字表記の希望）を登録します。 ⑤入力した内容を確認して送信すると、申請完了のメールが届きます。
郵送	①申請書に顔写真（縦4.5cm×横3.5cm）を貼り付けます。 ②必要事項（日付・氏名・電話番号・電子証明書の希望・氏名点字表記の希望）を記入し、専用の封筒で送付します。
証明写真機 (※申請の手順は設置されている 機器によって異なります。)	タッチパネルで「マイナンバー（個人番号）カード申請」を選択します。 画面の案内にしたがって、顔写真の撮影やQRコードの読み取り等を行ってください。

申請が完了してから受け取れるようになるまで、3週間から1か月程度（申請が混み合っているときにはそれ以上）かかります。

■マイナンバーカードの交付（受領）

住所地に「交付通知書（はがき）」を郵送します。宛名面のシールをはがして交付場所をご確認ください。
交付場所は住所地の旧地区ごとで、3か所（本庁・旭市民センター・大洋市民センター）にわかれています。
該当する場所へ本人が「交付通知書・本人確認書類・通知カード（お手元にある方のみ）」を持参してください。

※本人確認書類については、交付通知書に例示しているものをご用意いただくか、事前にお問合わせください。

■パスポート（旅券）の申請

銚田市に住民登録している方がパスポートを申請・受領ができるのは、銚田市役所（本庁）市民課のみです。
茨城県旅券室での申請・受領はできません。

受付時間：午前9時から午後4時45分まで

受領可能日：申請日から数えて8日目以降（土・日・祝日等の閉庁日は含めません。）

（※発行日から6か月以内に受領しないと失効します。）

申請は代理提出できますが、受領は本人以外にお渡しすることができません。

その他、詳細については当サイトの「住民登録、手数料、仮ナンバー及びパスポートなど」から「茨城県旅券室ホームページ」へリンクできます。

■主な証明書と手数料

種類	単位	手数料
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	1通	450円
除籍全部事項証明書（除籍謄本） 除籍個人事項証明書（除籍抄本） 改製原戸籍謄本・抄本	1通	750円
戸籍附票謄本・抄本	1通	200円
受理証明書 戸籍（届書）記載事項証明書	1通 1件	350円 <small>※上質紙の受理証明書は1,400円</small>
身分証明書	1件	200円
独身証明書	1件	350円
住民票謄本（世帯全員） 住民票抄本（個人） 住民票除票（個人） 住民票記載事項証明書	1件	200円
軽自動車税用住所証明書	1件	無料
印鑑登録	1件	200円 <small>※登録証紛失等の再登録は300円</small>
印鑑登録証明書	1枚	200円
自動車臨時運行許可証	1両	750円

（注）上記証明書等の申請には、本人確認書類（マイナンバーカード等）のほか、委任状（代理申請）、
印鑑登録証（印鑑登録証明書）等が必要な場合があります。詳しくはお問合せください。

■外国人住民の届出等

2012年7月9日に外国人登録制度（外国人登録法）が廃止され、新しい在留管理制度が導入されました。

中長期在留者には「在留カード」、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付されます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、下記の要件で外国人住民の方も住民票が作成されます。

■外国人住民の住民登録について

〈対象区分〉

○中長期在留者（在留カード交付対象者）

【3か月以下の在留期間が決定された者、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人】

○特別永住者（特別永住者証明書交付対象者）

○一時庇護許可者または仮滞在許可者

○出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

【外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方】

（その事由が生じた日から60日までの間は、在留資格を有することなく在留することができます。）

※ 外国人登録法の廃止に伴い、2012年7月9日以降は、外国人登録原票記載事項証明書の交付はなくなります。必要があるときは、作成された住民票の交付申請をしてください。

※ 法改正以前の住所履歴等が必要な場合は直接、法務省へ外国人登録原票の開示請求をしてください。

開示請求書等の提出（送付）先およびお問合せ先

出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係

所在地：〒160-0004

東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F

電話：03-5363-3005

受付：午前9時から午後5時まで（土・日・祝・年末年始は休庁）

■外国人住民が住所を変更したとき（日本人の届出に同じ）

在留カード、パスポートを持参して届出を行ってください。

※ 入国時、在留カードが即日発行されなかった方については、その旨が証印されている旅券のみで差し支えありません。

※ 帰国時は、帰国する前に転出届を行うようにしてください。

■特別永住者証明書の有効期間更新等の手続きについて

〈必要なもの〉

○パスポート (発行を受けていない方は不要)

○証明写真 1葉 (4cm×3cm)

写真の要件【本人のみが撮影されたもので、無帽・正面を向いている・背景がない・鮮明である】

※ 紛失等による再交付は、上記のもの他に、「特別永住者証明書の素地を失ったことを証する資料(遺失物届証明書・盗難届出証明書・罹災証明書等)」が必要です。

○担当課 ・市役所(本庁)市民課 【鉾田市鉾田1444番地1】

<☎ 0291-33-2111 (代表) >

・旭市民センター 【鉾田市造谷605番地3】

<☎ 0291-37-1111 (代表) >

・大洋市民センター 【鉾田市汲上2415番地5】

<☎ 0291-39-3311 (代表) >